

法定相続分・遺留分・特別受益・寄与分

1. 法定相続分

相続人	相続する割合
配偶者だけ	配偶者100%
配偶者と子供	配偶者 $1/2$ 、子供(2人以上のときは全員で) $1/2$
配偶者と直系尊属(父・母等)	配偶者 $2/3$ 、直系尊属(2人以上のときは全員で) $1/3$
配偶者と兄弟姉妹	配偶者 $3/4$ 、兄弟姉妹(2人以上のときは全員で) $1/4$

なお、子供、直系尊属、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上いるときは、原則として均等に分けます。

また、民法に定める「法定相続分」は、
相続人の中で遺産分割の合意ができなかったときの遺産の取り分であり、
必ずこの相続分で遺産の分割をしなければならないわけではありません。

参考 国税庁「相続人の範囲と法定相続分」

2. 遺留分

「遺留分」とは、
兄弟姉妹以外の相続人のために、法律で保障されている一定割合の相続分のことです。
「遺言」によって、この遺留分より少ない相続分しか与えられなかった相続人は、
「遺留分減殺請求」をすることにより、
「遺言」の中で「遺留分」を侵害している部分の効果を覆すことができます。

「遺留分請求権」は、「遺留分権利者(兄弟姉妹以外の相続人)」が、
「相続の開始及び減殺すべき贈与や遺贈の存在を知った時から1年」で消滅時効にかかります。
また、上記の各事実を知らなかったとしても、
「相続開始から10年」が経過すると同様に権利行使ができなくなります。

「遺留分の割合」は、
①相続人が直系尊属(父・母等)のみの場合は $1/3$ 、②その他の場合は $1/2$ です。
「各相続人の遺留分」は、
「法定相続分」にこれらの割合(① $1/2$ または② $1/3$)を掛けたものになります。

②その他の場合とは

配偶者だけが相続人

配偶者と子供又はその代襲者(子供が死亡している場合の孫等)が相続人

子供又はその代襲者(子供が死亡している場合の孫等)だけが相続人

配偶者と直系尊属が相続人

3. 特別受益

共同相続人の中に、被相続人から遺贈を受けたり、贈与を受けたりした者がいる場合、この者が他の相続人と同じ相続分を受けられるとすれば不公平になります。

そこで、民法903条では、共同相続人間の公平を図ることを目的として、「特別受益分（贈与や遺贈分）」を「相続財産」に持ち戻して計算し、「各相続人の相続分」を算定することになっています。

特別受益となるものの例示

相続人が被相続人から遺言により受取った財産

相続人が被相続人から生前受取っていた以下の財産

- ・結婚や養子縁組の準備金としての多額の金銭等
- ・他の兄弟姉妹と違った高等な教育を受けた際に負担してもらった学費等
- ・住宅取得資金等として受取った金銭等
- ・生活費の援助として受取った多額の金銭等

*生活費の援助等が特別受益となるのは、扶養義務の範囲を考慮しても、なお不当に高額と認められる場合に限りです。

注：民法改正（2019年7月1日施行）により、配偶者保護のための方策として、婚姻期間20年以上の配偶者が自宅建物又はその敷地を配偶者から贈与や遺贈により取得した場合には、これを特別受益に含めないこととする。

また、遺留分の算定の基礎となる財産の範囲の見直しとして、相続人に対する贈与であっても、遺留分権利者に損害を与えることを知って行った贈与を除き、その持ち戻しは相続開始前10年以内にされた贈与に限りです。

特別受益額がある場合の法定相続分の計算例

相続人：配偶者、長男、次男

相続財産：1億円

特別受益額：二男へ住宅取得資金 2,000万円

「法定相続分計算対象額：1億2,000万円」 = 「相続財産：1億円」 + 「特別受益額：2,000万円」

配偶者：1億2,000万円 × 1/2 = 6,000万円

長男：1億2,000万円 × 1/2 × 1/2 = 3,000万円

二男：1億2,000万円 × 1/2 × 1/2 - 2,000万円 = 1,000万円

4. 寄与分

「寄与分」とは、被相続人の財産形成に貢献してきた相続人、又は被相続人の療養看護に努めてきた相続人等、被相続人の生前に被相続人に対して何らかの貢献をしてきた相続人等と、他の相続人との公平さを図るために設けられた制度のことです。

寄与分がある相続人は、「法定相続分」に「寄与分の額」が上乘せされます。

寄与分として認められる寄与行為の例示

(a)家事従事

被相続人の事業に関する労務の提供により相続財産の維持又は形成に貢献（寄与）したこと。
この事業というのは営利目的を有するものに限りません。寄与行為と認められるには
労務が無償又は一般的な報酬より低額である必要があります。

(b)出資

被相続人の事業に関する財産上の給付により相続財産の維持又は形成に貢献（寄与）したこと。
被相続人の事業に資金援助をしたり、
事業に使用する土地建物等を提供したことがこれにあたります。
但し、出資により財産の維持、増加があり、
かつ相続開始時にその効果が残存していることが必要です。

(c)療養看護

被相続人の療養看護をし、そのことにより被相続人が看護費用等の支払を免れて
相続財産の維持に貢献（寄与）したこと。
この場合における療養看護は一般的な療養看護では足りません。

(d)扶養

相続人が被相続人を扶養し、それにより被相続人が生活費等の支払を免れ、
相続財産の維持に貢献（寄与）したこと。この場合、扶養義務者の通常の扶養では足りず、
扶養義務の範囲を超えて扶養することが必要です。

(e)財産管理

被相続人の財産を管理し又は被相続人の財産の維持費を負担することにより、
維持費を免れ相続財産の維持に貢献（寄与）したこと。
不動産の維持管理の費用負担、税負担等をした場合です。

注：民法改正（2019年7月1日施行）により、

今まで相続人以外には認められなかった寄与分が、一定の要件のもとで、
被相続人の相続人でない親族（特別寄与者）でも
金銭の支払（特別寄与料）を請求できることになりました。

・特別寄与の要件

以下の要件を全て満たす場合、特別寄与料を請求することができます。

被相続人の相続人以外の親族であること

親族とは6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族をいいます。

被相続人に対して無償で療養看護その他の労務を提供し、その結果、財産の維持
または増加をさせること

* 現行の寄与分制度で認められる、被相続人の事業に関する財産上の給付は対象
となりません。

特別の寄与であること

通常期待されるような程度を超える貢献が必要と考えられます。